

## 新潟県立新津南高等学校学習用モバイルルータ等貸与要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟県立新津南高等学校（以下、「本校」という。）に在籍する生徒に対して、新型コロナウイルス感染症等による臨時休業やその他やむを得ない理由により生徒の登校困難が発生した時に、オンライン学習・授業配信等が行えるよう、学習用モバイルルータ等を学校外での使用のため貸与することに関して必要な事項を定め、適切な利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 学習用モバイルルータ等

新型コロナウイルス感染症により臨時休業やその他の理由により生徒の登校困難が発生した時に、オンライン学習・授業配信等が行えるよう本校が調達したモバイルルータ及び付属品をいう。

#### (2) 学校外

本校の管理下ではない当該生徒の自宅等の場所をいう。

### (貸与物品)

第3条 この要領により貸与を行う物品（以下、「貸与物品」という。）は、学習用モバイルルータ等とする。

### (貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、本校に在籍する生徒であり、自己のために使用することができるインターネット環境を有しない場合であって、本校におけるオンライン学習・授業配信等を受信するために必要であると、本校校長（以下「校長」という。）が認めた場合に限ることとする。

### (管理)

第5条 校長は、年度当初又は必要な場合に、前条に定める貸与対象者を把握し、貸与対象者から学習用モバイルルータ等貸与に係る借受希望書兼同意書（様式第1号）を徴し、学習用モバイルルータ貸与対象者名簿（様式第2号）を作成しなければならない。

2 校長は、貸与対象者に変更が生じたときは学習用モバイルルータ貸付対象者名簿を修正するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与の期間は、校長が貸与を決定した後、業者から貸与物品が到着した日から学校再開や生徒の登校等により貸与の必要がなくなった日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

(貸与料)

第7条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

ただし、貸与期間中に破損、汚損等で貸与物品が正常に動作しなくなった場合、又は紛失、盗難等により貸与物品が返却できない場合は、利用者がその貸与物品に係る本体代金を弁償しなければならない。

(貸与の決定)

第8条 校長は、貸与対象者と校長が認めた生徒に対して、学習用モバイルルータ等を学校外での使用のため貸与する必要があると判断した場合は、貸与業者に手続を依頼し、速やかに物品の貸与を行うものとする。

2 校長は、前項により物品の貸与を行った場合は、学習用モバイルルータ貸付簿（様式第3号）に記載し、適切に管理をしなければならない。

(貸与物品の変更)

第9条 校長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により貸与を受けた者（以下「利用者」という。）に貸与した貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱)

第10条 利用者は、貸与物品について細心の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を他者（当該貸与者の家族を含む。）に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
- (5) 貸与物品を利用し、他者に対して危害を加えること。
- (6) その他、貸与物品の利用において、貸与の目的に反すること。

3 利用者は、校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(充電に係る経費)

第11条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、自宅等の学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費を負担しなければならない。

(紛失・盗難又は損傷の届出)

第12条 利用者は、破損、汚損等で貸与物品が正常に動作しなくなった場合又は紛失、盗難等により貸与物品が返却できなくなった場合は、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・損傷届(様式第4号)を校長に提出しなければならない。

2 前項の事象が発生した場合は、利用者は貸与業者が定める本体代金等を支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、前条に係る届出を行った場合には、その損害を賠償する責任を負う。ただし、県及び学校に対しての債務については、極度額を当該貸与物品に関して貸与業者が定める本体代金相当額とする。

2 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、県及び本校は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消し)

第14条 校長は、第6条の貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 利用者が、第10条の規定に違反したとき。
- (4) 利用者が貸与物品に代わる自己のインターネット環境を取得することなどにより、貸与物品が不要になったと認められるとき。
- (5) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第15条 利用者は、貸与期間終了日の翌朝10時までに、業者が指定した梱包材に梱包し、ポストに投函して、貸与物品を返却しなければならない。

また、返却後は速やかに担任教諭宛に返却を完了した旨を報告しなければならない。

2 利用者は、前条の規定により貸与決定の取り消しを受けた場合は、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前2項の返却日までに返却しない場合は、利用者は、貸与物品の返却の遅延に係る価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第16条 利用者の保護者(親権者又は未成年後見人)は、本貸与要領に基づき、利用者が負担する県及び本校に対しての債務について利用者と連帯して保証する。

(事務手続きの代行)

第17条 貸与物品の貸与に関する事務は、所属職員のうちから校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月18日から施行する。